第4回有料道路部会

高速道路ネットワークの有効活用

大都市圏ネットワーク

大都市圏では高速道路・一般道路がともに渋滞 (都心部では、通過交通を含めて交通が集中)



整備されつつある環状道路へ交通の誘導が必要



多様で弾力的な料金設定



一般道路

の渋滞緩和・環境改善等





対距離料金制への移行による、利用者負担の公平化や高速道路の有効活用が必要

連続利用に係る割高感を緩和し、高速道路の連続利用率を高めることが必要





都市高速道路は均一料金制としてきたが、ネットワークの拡充に伴い利用距離のバラツキ拡大。

大都市圏の高速道路は、会社が混在し、料金体系も異なる。

地方圏ネットワーク(全国路線網)

一般道に課題(渋滞、事故、環境)がある一方で、並行する高速 道路が有効に活用されていない

高速道路において特定の時間帯に利用が集中し、混雑 が発生 料金体系がまちまちで不公 平感



一般道からの利用の転換を誘導することが必要



比較的余裕のある時間帯に利 用を誘導することが必要



バランスのとれた料金体 系が必要







多様で弾力的な料金設定



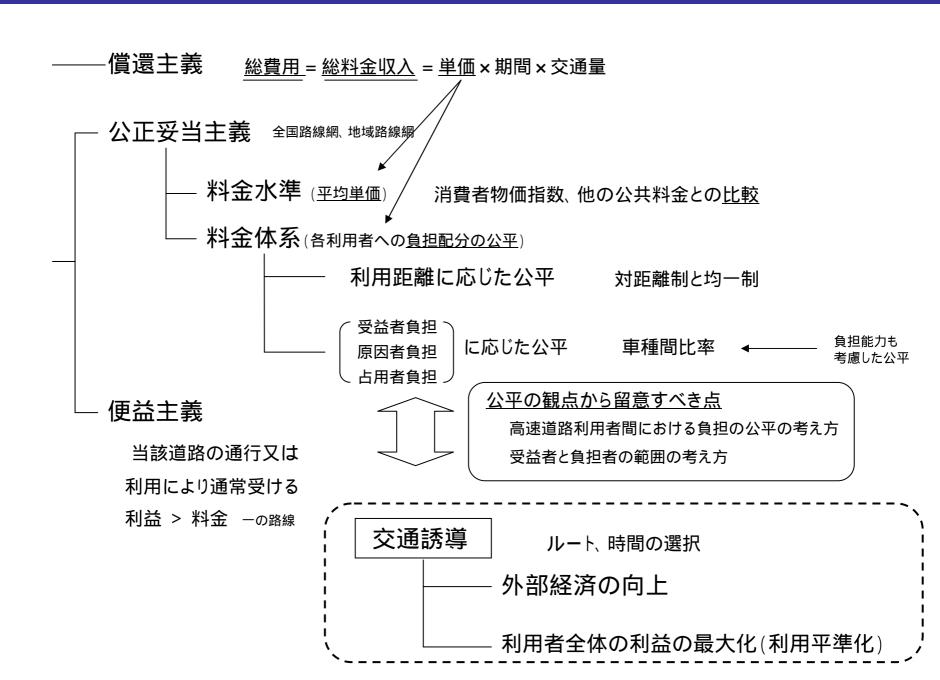
一般道、高速道路の混雑緩和、交通事故抑制、環境改善



地球温暖化対策効果 物流効率化 地域活性化 観光振興 等

料金の原則

料金の原則と交通誘導



| (参 | 考)道路審議会答申整理表(1) | | | | | |
|--------|--|--|--|--|--|---|
| | 主な出来事 | 主な料金認可等 | 料金等の考え方(道路審議会答申) | | | |
| | 土な山木争 | 土は科玉祕り寺 | 償還主義に関して | 公正妥当主義に関して | 便益主義に関して | その他(割引等)に関して |
| | 31.新「道路整備特別措置法」 制定 日本道路公団設立 | 37. 首都高料金認可: 均一50円<東京線> (普通車) | | | | |
| | 32.「国土開発縦貫自動車道 建設法」 「高速自動車国道法」制定 | 38.高速料金認可:9.5円/km (普通車) 39.阪高料金認可: 均一50円<東線> (普通車) | | | | |
| 昭和30年代 | 34. 首都高速道路公団設立 | | | | | |
| | 37. 阪神高速道路公団設立 首都高速開通 | | | | | |
| | 38. 名神高速開通 | | | | | |
| | 39. 阪神高速開通 | | | | | |
| | 42.中央道開通 | 45. 阪高料金改定: 均一150円<西線> | 料率の画一が適当だが、受益の大きい区間は割高の料金 | | | |
| | 43.東名高速開通 | (普通車) 47.料金プール制導入 大都市圏料金の採用 | が考えられる。 | | | |
| | 45.本州四国連絡橋公団設立48.高速国道供用延長: | | 交通費が交通容量を著しくこ える区間は、やや高率、はるか に下回る区間はやや低率 | | | |
| 昭和40年代 | 1,000km突破 首都高速供用延長: 100km突破 | 高速料金改定: 8.0円/km(普通車) 高速国道償還期間:28年 (S51.2~) 49.首都高料金改定: 均一250円<東京線> 200円<神奈川線> (普通車) 阪高料金改定: 均一250円<東線> (普通車) | (43. 答申) 料金収入によって一定の料金徴収期間内に総費用を賄う | 個々の利用者が当然負担すべき費用に対して著しく高い料金であってはならないし、また、これに対して著しく低い料金であってはならない 車種間の料金比率は、増分費用のほか、料金負担力なども十分考慮して合理的に決定 車種間の負担の公平を著しく歪めることが無い範囲で統合された車種区分を採用(5 3車種) | | 施設の効率的利用を図るため長距離でい減制を採用 大量利用を促進し大口利用者の定着を促すため常時利用者に対する別納割引制を名神高速以外にも導入 小口利用者に対するサービス向上並びに利用の定着化を促進する回数券及び定期券制度の導入 |
| | | | 外部不経済をその発生者で | 都市高速道路においては均一料金制の採用は、利用者の負担の公平という観点と著し〈矛盾するものではない | 料金決定の2つの考え方 現行の償還主義+公正妥当 (便益)主義 交通量の最適配分という観 点から料金を決定 は必ずしも償還の可能 性が保証されない。 | プース通過を能率的にさせることによってサービス向上に資することから、割引率の高い回数券を小口化するなどの回数券制度の一層の普及を図ることが適切 |

(48.答申:都市高)

(48.答申:都市高)

| | | | 1 | | | | |
|--------|---|---|--|--|--|--|--|
| | 主な出来事 | 主な料金認可等 | 料金等の考え方(道路審議会答申) | | | | |
| | 上や出かず | 工 公山 五 1 1 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 | 償還主義に関して | 公正妥当主義に関して | 便益主義に関して | その他(割引等)に関して | |
| | 51.高速国道供用延長: 2,000km突破 55.阪神高速供用延長: 100km突破 57.高速国道供用延長: 3,000km突破 | 50.高速料金改定: 13.0円/km+100円 (普通車) 54.高速料金改定: 16.6円/km+100円 (普通車) 本四料金認可: 35円/km<陸上部>+ 420円/km<海峡部>+125円 | | 全路線に画一対距離料金制を適用することの方が利用者の負担の公平感が得られやすい 車種区分は高速自動車国道と同様の3車種とすることが妥当であり、車種間料金比率は、陸上部においては高速自動車国道と同様とし、海峡部においては増分費用及び受益の相違等を反映した比率を設定することが適当 (53.答申:本四) | | 大口利用・反復利用の定着 化及び利用の促進のため、料 金別納割引制を採用することが 妥当 | |
| | | 均一400円<東京線> (普通車) | | (33.合甲:本四) | | (53. 答申∶本四) | |
| | | 56. 阪高料金改定: 均一400円<東線> 250円<西線> (普通車) 57. 高速料金改定: | | 全国各一料率制を維持しながら特定区間に対しては料金格差を設定する制度を続けていくことが適切 (56.中間答申:高速) | | 高速国道と一般有料道路との間に強い競合関係のある場合、それらの間で料金調整を行い、適正な交通の配分を図り、社会資本の効率的利用に資するよう配慮されることが望まれる (56.中間答申:高速) | |
| 四和50年代 | | 19.6円/km+100円 | | (0011110日午1日起) | | (1111111111111111111111111111111111111 | |
| 昭和50年代 | | (普通車) 59.首都高料金改定: 均一350円<神奈川線> (普通車) | 個別採算性を基本原則 一定の料金領収期間内における徴収総額によって費用総額を賄う | | 道路の通行又は利用により通常受ける利益の限度を超えないもの 一般有料道路は地域社会にも定着しており、その料金についても公共料金的な性格を有するに至っていることから、物価上昇率等を勘案し、便益の範囲内でその採算状況に即した的確な料金改定を実施する必要がある | 現道における環境対策のための、特定の料金割引(車種、区間、時間毎)等は、・負担の公平を欠く・減収の場合の負担のあり方・交通流の変化への対応等につき、未だ条件が整っていない 全線が供用されておらず、所期の機能を十分に果たし得ない特定の有料バイパスについては、割引の一定期間試行を検討すべき 道路により異なる割引率、券種の整合性を図るとともに、券種を小口化する等回数券制度の一層の普及を図ることが適切り体障害者ドライバーを対象とする料金割引措置の考え方を維持することが適切り | |
| | | | (58.答申:一有) | | (58.答申:一有) | (58.答申:一有) | |
| | | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | , , , , , , , , , , , , , , , , , , , | • | |

(参考)道路審議会答申整理表(3)

| | | 1 | 料今竿の老きた(道攻霊議今次中) | | | |
|--------|------------|---------------|------------------|-------------------------------------|----------|------------------------|
| | 主な出来事 | 主な料金認可等 | 料金等の考え方(道路審議会答申) | | | |
| | | | 償還主義に関して | 公正妥当主義に関して | 便益主義に関して | その他(割引等)に関して |
| | 62.高知道開通 | 60.高速料金改定: | | より公平性を高める観点から、 | | 状況いかんでは、高速国道 |
| | 沖縄道開通 | 21.7円/km+100円 | | 車種区分を若干追加することが | | 間での料金調整によって <u>適切な</u> |
| | 高速国道供用延長: | (普通車) | | 考えられ、より適切な車種間料 | | <u>交通量配分</u> を行い、社会資本 |
| | 4,000km突破 | 首都高料金改定: | | 金比率についても検討されるべ | | の効率的利用を図ることが必要 |
| | 首都高速供用延長: | 均一400円<神奈川線> | | き | | ただし、真にやむを得ない場合 |
| | 200km突破 | (普通車) | | | | に限るものとし、これを濫用する |
| | | | | | | ことによって全体の料率制度の |
| | 63.北陸道開通 | 62.首都高料金改定: | | | | 整合性を大幅に崩すことがない |
| | 本四∶瀬戸中央道開通 | 均一600円<東京線> | | | | よう、特段の留意が必要 |
| | | (普通車) | | | | |
| | | 阪高料金改定: | | (60.中間答申:高速) | | (60.中間答申:高速) |
| | | 均一450円<東線> | | 負担の公平の観点から、占 | | 利用者ニーズに的確に対応 |
| | | (普通車) | | 有者負担の考え方に、原因者 | | して、料金割引制度等ソフト面 |
| | | | | 負担及び受益者負担の考え方 | | においても適切な対応が重要 |
| 昭和60年代 | | | | ▼を加え、それぞれを勘案して決 「定することが妥当。 車種区分を | | |
| | | | | 3 5車種に変更することを提 | | |
| | | | | 案する。実際の運用にあたって | | <u>長距離てい減制</u> については、 |
| | | | | は、この新しい車種区分及び車 | | <u>高速道路の効率的利用</u> を鑑み、 |
| | | | | 種間料金比率に円滑に移行するため、必要に応じ、段階的に | | 制度を存続 |
| | | | | 激変を緩和する措置を行うこと | | 多頻度利用者に対する割引 |
| | | | | が考えられてよい | | 制度については、利用により負 |
| | | | | | | 担の著しい不均衡を生じさせる |
| | | | | | | ことのないよう、各割引制度間 |
| | | | | | | <u>の均衡に留意</u> し実施 |
| | | | | | | ハイウェイカードについて、早 |
| | | | | | | 期に全国的な導入を図るととも |
| | | | | | | に、割引率について利用実態を |
| | | | | | | 踏まえ、検討が必要 |
| | | | | (63.答申:高速) | | (63.答申∶高速) |
| | | | | (30. 百甲. 同处) | | (100、百甲、同处) |

4. 外環道開诵

3

平成元年代

| 土な出え | 忙事 |
|-----------|---------------|
| . 高速国道供用3 | |
| | 5,000km突破 |

6. 首都高速湾岸線開通

阪神高速南線開通

阪神高速湾岸線開通

阪神高速供用延長:

200km突破

元,高速料金改定: 23.0円/km+150円 (普通車) 高速国道償還期間:30年

主な料金認可等

(S62.3~)6. 首都高料金改定: 均一700円<東京線>

(普诵重)

500円<神奈川線>

償還主義に関して

一般有料道路については、よ 一の車種区分及び車種間料金

便益主義に関して

料金等の考え方(道路審議会答申)

公正妥当主義に関して

り負担の公平性を確保する観

点及び高速との一体的利用が

見込まれることから、高速と同

物価上昇や利用者の負担力 の上昇に配慮して適正な料金

高速における、車種間料金 比率の激変緩和措置を解消す

物価上昇や負担力の上昇に 配慮されてきているが、利用者 の負担感について、よりきめ細 かな配慮が望ましい

担の公平を考えた料金設定な ど具体的な検討が必要

本四については、高速と接続

し一体的に利用できるようにな

ることから、5車種区分とするこ

とが妥当であり、車種間比率は

海峡部において増分費用及び

受益の相違等を反映した比率

(9.中間答申:都市、本四、一般)

を基本に決定することが適当

(4.中間答申:全般)

(7.中間答申:高速) ETCの開発状況も踏まえ、負

水準とする

る必要がある

討する必要

その他(割引等)に関して

利用者の定着と利用層の拡

経済社会のキャッシュレス化

の進展に対応し、プリペイドカー

ドの共通利用を推進

(元,中間答申:本四)

(4.中間答申:全般)

大を図るため、割引制度を一層

普及

阪高料金改定: 比率を設定することが適当 7. 圏央道開通 均一600円<東線> 400円<西線> 都市高速については、車種 別納制度について、他の利 8. 高速国道供用延長: 500円<南線> 区分のあり方を負担の公平性 用者との均衡等を考慮し、大口 6.000km突破 (普通車) の観点から、料金収受システム 利用者に対する割引率の変更 高速国道償還期間:40年 の開発状況を勘案し、引き続き も含めて割引内容の見直しを検 $(H4.6 \sim)$ 検討 7. 高速料金改定: 都市高速(埼玉線、阪神南 24.6円/km+150円 線)について、料金負担の一層 (普通車) の公平性を確保するため、別途 の料金圏を設定することを検討

> 料金を利用した交通誘導によりピーク時の都市高速の渋滞を緩和する方 策として、渋滞時間帯には割増料金とし、一方で閑散時間帯には割引料金

に企画することが望まれる

- とする等の時間帯別料金制を導入することが考えられる。
- これについては、
- a 全体の償還計画に影響を与えないこと
- b 一般道路の混雑や料金切り替え時における交通への影響についても、
- 十分考慮すること
- c 利用者の意見に十分配慮すること

地域特性を生かし利用層に応じた利用促進と増収に資する割引を積極的

等の点を踏まえ、総合的な渋滞対策の一環として、施策の妥当性・効果や 実施上の課題等についての広範な議論を経て、その試行的実施も含めて検 討なされることが望ましい (9.中間答申:都市、本四、一般)

| (参考)道路審議会答申整理表(5) | | | | |
|-------------------|-----------------------------|--|--|--|
| | 主な出来事 | | | |
| | 10.本四:神戸淡路鳴門道 開通 | | | |
| | 11.上信越道開通 本四:西瀬戸道開通 | | | |
| | 13 . ETCサービス開始 | | | |
| | 14 . 高速国道供用延長: 7,000km突破 | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 平成10年代 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 主な料金認可等 |
|---|
| 10.首都高料金改定: 均一400円<埼玉線> (普通車) 本四料金改定: 39円/km<陸上部>+ 351円/km<海峡部>+125円 特別措置として5年間2割引 11. 阪高料金改定: 均一700円<東線> 500円<西線> (普通車) 高速国道償還期間:45年 (H11.1~) 14.首都高料金改定: 均一600円<神奈川線> |
| (普通車) 15 . 本四料金改定: 28.08円/km<陸上部>+ 252.72円/km<海峡部>+90円 |
| |

| | , |
|-----------|-------|
| | 料金管理費 |
| 5円 2割引 | |
| | |
| 6年 | |
| 湶> | |
| 0円 | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

| | 料金等の考え方(|
|-------------------------------|---|
| 償還主義に関して | 公正妥当主義に関して |
| 料金の額は、道路の建設費、 管理費等を償うものである | 利用の程度に応じた負担とい う公平負担の考え方に一層配 慮するとともに、全体としての利 用者便益を高めていくことも必要 |
| | 混雑や環境悪化等の <u>外部不</u> 経済を内部化する等により、特 定の政策目的の達成に一層資 するような料金の可能性も含め 検討 |
| | 利用の程度に応じた負担という公平負担の観点から、現行の均一料金制を見直し、利用者の利用距離の要素を勘案した料金体系への移行を検討する必要 |
| | 車種区分・車種間比率は、負担の公平の観点から、処理に 支障が生じないよう細分化する 方向で検討 |
| | 利用者負担の軽減や道路の 効率的利用に寄与する特定料 金区間の拡充について検討 |
| (12. 答申:都市) | (12. 答申:都市) |
| | |

| | 大都市部の有料道路においては、料金設定を工夫する等により交通需要を調整し、有料道路ストックを有効に活用することの必要性が高まっている。 |
|-----------------------------------|--|
| | 渋滞の緩和・解消に資するよう、渋滞時間帯には割増料金とし、一方で閑散時間帯には割引料金とする等いわゆるピークロードプライシングの導入について、一般道路への影響に配慮しつつ、試行的実施も含め検討する必要がある。 |
| | 総合的な沿道環境改善対策の一環として、料金の需要調整機能を活用する観点から、料金設定を工夫し、ネットワーク内の交通量をより望ましい方向となるよう調整することについて、試行的実施も含め積極的に検討する必要がある |
| | (12 . 答申∶都市) |
| | る環境ロードプライシングのよう 滞対策、交通安全等の政策的観 る必要 |
| 時間帯別に料金を変化させる。 図り渋滞を緩和することを検討 | ことにより、交通需要の平準化を |
| 一般道から交通を転換させ既 用することが必要(値下げや割 | 存有料道路ストックを最大限活 引による転換促進) |
| 偽造が社会問題化している八・ 割引策をETCによるものに早期 | イウェイカードや回数券を廃止し、 に集約すべき |
| | |

(14.基本政策部会中間答申:全般)

その他(割引等)に関して

料金等の考え方(道路審議会答申)

便益主義に関して

高速道路を有効活用するための料金設定における 受益と負担の関係

平成15年度~16年度 料金社会実験

| 実験箇所 | 渋滞損失改善額(B) | 減収額(C) | 便益·減収比 (B/C) | 純便益(B - C) |
|----------------|-------------|--------------|-----------------|--------------|
| 山陽道(広島) | 1589 (万円/日) | 106 (万円/日) | 15.0 | 1,483 (万円/日) |
| 日東道·磐越道(新潟) | 1900 (万円/日) | 452 (万円/日) | 4.2 | 1,448 (万円/日) |
| 常磐道(日立) | 1500 (万円/日) | 60 (万円/日) | 25.0 | 1,440 (万円/日) |
| 北陸道(富山) | 940 (万円/日) | 131 (万円/日) | 7.2 | 809 (万円/日) |
| 北陸道(石川) | 1000 (万円/日) | 227 (万円/日) | 4.4 | 773 (万円/日) |
| 北陸道(滑川) | 591 (万円/日) | 増収 21 (万円/日) | | 612 (万円/日) |
| 北陸道(福井) | 650 (万円/日) | 63 (万円/日) | 10.4 | 588 (万円/日) |
| 山形道(山形) | 450 (万円/日) | 62 (万円/日) | 7.2 | 388 (万円/日) |
| 中央道(山梨) | 520 (万円/日) | 201 (万円/日) | 2.6 | 319 (万円/日) |
| 高松道(善通寺) | 217 (万円/日) | 14 (万円/日) | 15.8 | 203 (万円/日) |
| 青森道・みちの〈有料(青森) | 330 (万円/日) | 138 (万円/日) | 2.4 | 192 (万円/日) |
| 北陸道(糸魚川) | 220 (万円/日) | 30 (万円/日) | 7.4 | 190 (万円/日) |
| 北陸道(長岡) | 140 (万円/日) | 8 (万円/日) | 16.9 | 132 (万円/日) |
| 東北道(岩手) | 122 (万円/日) | 11 (万円/日) | 11.5 | 111 (万円/日) |
| 山陽道(山口) | 100 (万円/日) | 28 (万円/日) | 3.6 | 72 (万円/日) |
| 東北道(栃木) | 60 (万円/日) | 増収 48 (万円/日) | | 108 (万円/日) |
| 徳島道(徳島) | 69 (万円/日) | 9 (万円/日) | 7.3 | 60 (万円/日) |
| 高知道(高知) | 81 (万円/日) | 41 (万円/日) | 2.0 | 40 (万円/日) |
| 東関東道(習志野) | 185 (万円/日) | 146 (万円/日) | 1.3 | 39 (万円/日) |
| 東北道(福島) | 35 (万円/日) | 12 (万円/日) | 3.0 | 24 (万円/日) |

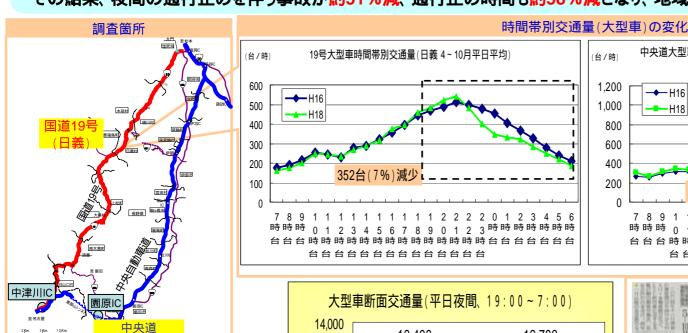
注)・便益額は1日当たりの渋滞損失額の改善(万円/日):「実験前の渋滞損失額・実験期間中の渋滞損失額」を1日当たりに換算した値

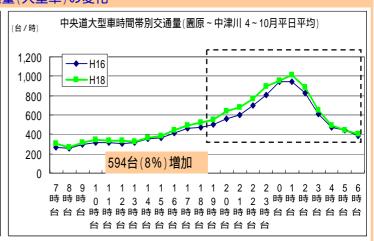
[・]減収額は1日あたりの減収額(万円/日):「実験期間中の料金収入額・実験がなかった場合に想定される料金収入額」を1日当たりに換算した値

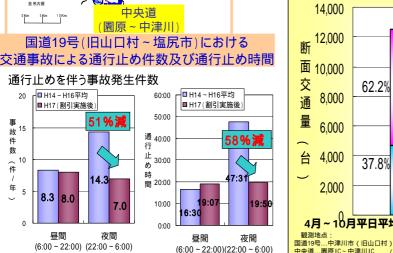
[・]数値は、表の整理上試算したもの

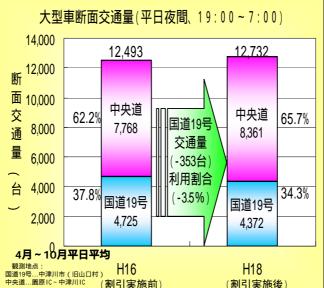
料金割引(深夜割引)による一般道の安全性の向上(長野県木曽町等木曽地域の事例)

夜間時間帯において、国道19号を多数のトラックが走行することから、通行止めを伴う交通事故が多発 その度に、自動車での移動が不可能となったり、生活道路への迂回が必要となる等の制約が発生 深夜割引の導入により、国道19号の夜間時間帯(19~7時)の大型交通量は7%減 その結果、夜間の通行止めを伴う事故が約51%減、通行止め時間も約58%減となり、地域住民の安全性・利便性が向上





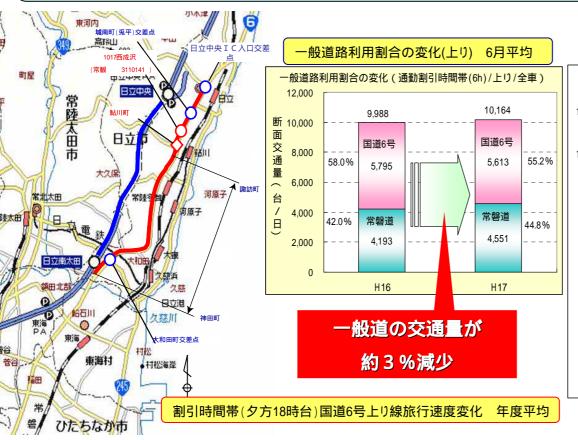




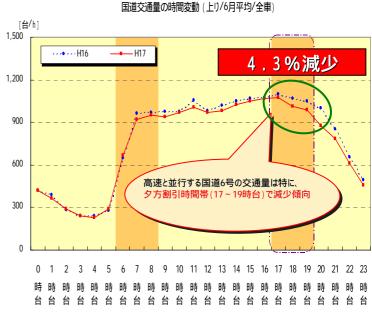


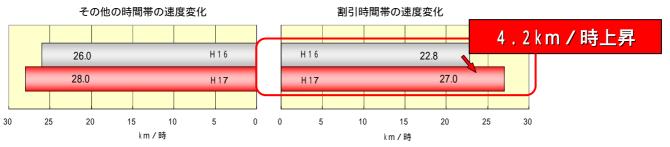
常磐自動車道 日立南太田~日立中央(茨城県):通勤割引(5割引)

通勤割引時間帯の上り方向の一般道路の交通量が約3%減少(利用割合約3ポイント減) 通勤割引時間帯の一般道路交通量(国道6号)が減少、特に夕方上り方向における交通量が4.3%減少 夕方(18時台)の一般道路交通量の旅行速度が約4km/時上昇



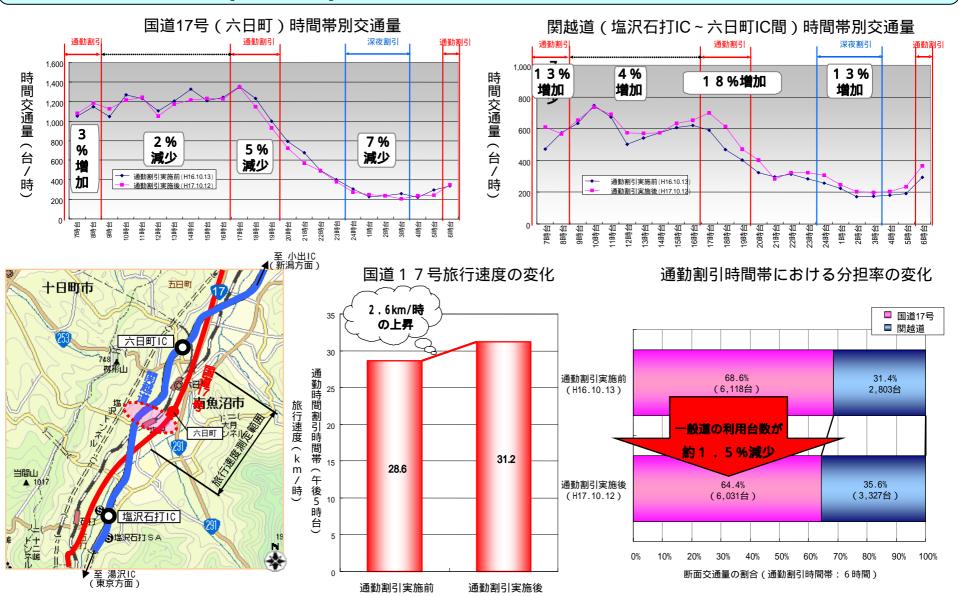
国道6号上り線の時間帯別交通量 6月平均





関越自動車道 塩沢石打~六日町(新潟県):通勤割引(5割引)

通勤割引時間帯の一般道路(国道17号)の交通量が約1.5%減少(利用割合4.2ポイント減) 一般道路のピーク時(17時台)旅行速度は、2.6km/時上昇



九州縦貫自動車道 筑紫野(福岡県)~鳥栖(佐賀県):通勤割引(5割引)

通勤割引時間帯の一般道路の交通量が約8%減少

一般道路の渋滞延長が減少



【割引前調査】 : 平日 H16.12.14(火)、休日 H16.12.12(日) 【割引後第1回調査】: 平日 H17. 2.15(火)、休日 H17. 2.13(日) 【割引後第2回調査】: 平日 H18. 1.11(水)、休日 H18. 1.15(日)

上り方向

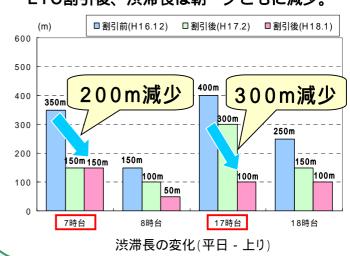
は約8%減少。 九州縦貫道の上り交通量は約4%増加。 ■割引前(H16.12) □割引後(H17.2) ■割引後(H18.1) 8.000 7.000 4%增加 6.000 8%減少 5,000 4.000 5,337 5,479 5,558 3,000 2,000 2.031 1,818 1,877 1.000 割引時間帯(朝6~9時のみ)におけ る 交通量の変化(平日-上り)

朝の通勤割引時における国道3号の上り交通量

基山登山口交差 点

(渋滞ポイント)

ETC割引後、渋滞長は朝・夕ともに減少。



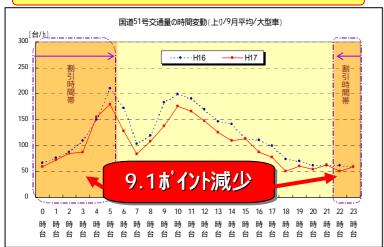
東関東自動車道 佐倉~富里(千葉県):早朝夜間割引(5割引)

早朝夜間割引時間帯上り線における一般道路交通量(国道51号、大型車の交通量が約9%減少(利用割合5.5 ポイント減)

早朝夜間割引時間帯の一般道路の大型車減少により、COヶ削減効果は約10%減少

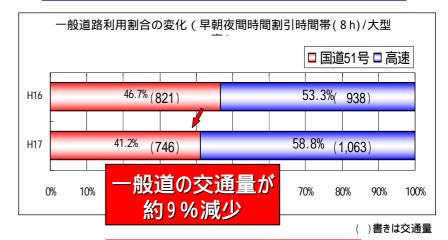


国道51号上り線 時間帯別大型車交通量の変化 9月平均



大型車減少

(割引時間帯8h)国道51号と高速との分担率(上り線) 9月平均



割引時間帯における国道51号CO2削減効果



CO2排出量は、H16とH17(9月平均)の割引時間帯の、全車交通量差を用い、客 類的評価指標の定量的評価指標の館出手法に基づき算定したもの

東名高速道路 東京(東京都)~東名川崎(神奈川県):早朝夜間割引(5割引)

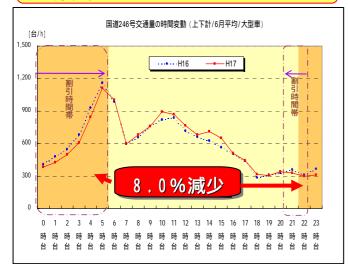
早朝夜間割引時間帯の一般道路の交通量が約5.4%減少(利用割合2ポイント減)

早朝夜間割引時間帯の一般道路大型車交通量が約8.0%減少

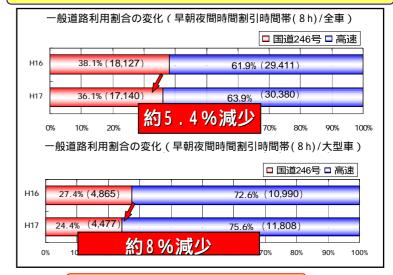
早朝夜間割引時間帯の一般道路の大型車減少により、СО。削減効果は約7%



国道246号上り、下り線合計時間帯別大型車交通量変化 6月平均



(割引時間帯8h)国道246号と高速との分担率(上り、下り線計) 6月平均



割引時間帯の国道246号CO₂削減効果

()書きは交通量

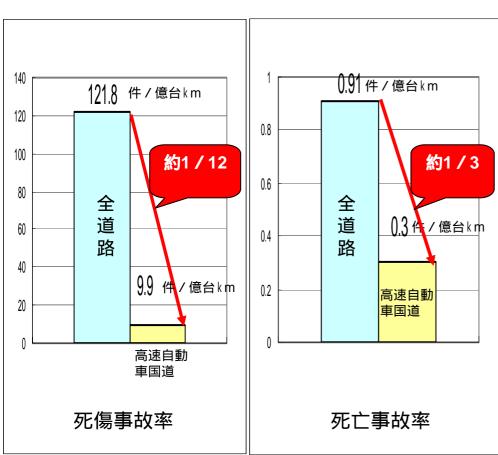


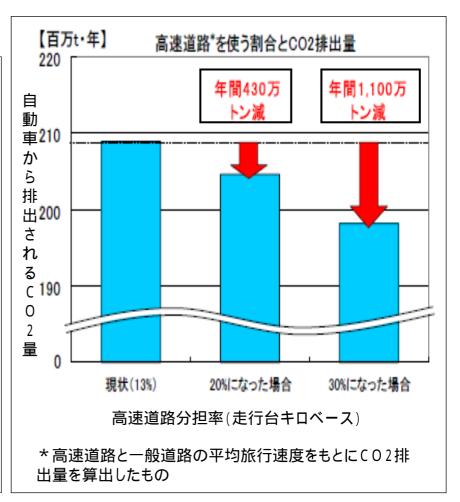
大型車減少

__CQ2排出量は、H16とH17(6月平均)の割引時間帯の、全車交通量の差を用い、「客観的評価指標の定量的評価指標の算出手法」に基づき算

高速自動車国道の死傷事故率は全道路の約1/12、CO2排出の削減にも 寄与

1億走行台キロ当たり事故率





出典:(財)交通事故総合分析センター「交通統計」平成16年版、

国土交通省資料、

算出方法:建設省土木研究所が作成した推計式(1997年)を用いて集計